

**韓国
人369人が提訴**

して、韓国人三百六十九人が八月二十八日、日本政府を相手取り、約百五億円の損害賠償と謝罪を求める訴えを東京地裁に提起した。今回の訴訟には、韓国の弁護士十二人が原告として参加、一九二〇年の日韓併合条約など戦前に結ばれた条約の無効確認も求めており、旧日本軍の植民地支配をめぐる本格的な法廷論争が展開される可能性がある。

訴えたのは、韓国の弁護士らで組織する「対日民間法律救助会」のメンバーのほか、昭和十四年の抗日運動（二萬歳事件）で犠牲となった独立運動家の遺族や元従軍慰安婦ら。

日本側で今回の訴訟を支援している弁護士によると、原告側は、日本は日韓併合条約で独立運動の弾圧を行い、韓国人を旧日本軍の軍人、従軍慰安婦などに強制連行し、酷使、虐待、主権や人権を著しく侵害したと主張している。

15

戦争という「異常事態」でも

国際法遵守の責務

さらに、国際法Ⅱ（高林・小寺・山手・松井編・東信堂、一九三ページ）は、次の通り指摘する。交戦国は、原則としてあらゆる種

従軍慰安婦・強制連行その他、大日本帝国による重大人権侵害が犯された一九三〇～四〇年代当時、既に国際法は、このような原則

また、戦時国際法以外の
態だから「遵守しなくてよ
い」と言えようか。そんな
理由で、国際法上の責任が
免責されるはずがない。
こう見えてくると、「戦争

はすであつて、関係国を拘
「でも
の責務
束することは当然だ。奴隷
制の禁止を具体化した強制
労働条約（一九三〇年IL
〇二九号条約、一九三二年
批准）も、その一つだろ
う。

こう見てくると、「戦争
中」という「異常事態」で
も、旧憲法下大日本帝国政
府も、現日本政府同様、国
際法を遵守すべき責務があ
つたはずだ。従つて、前述
の政府高官が「戦争という
異常事態」を理由に、国際
法上の責務を逃れようとし
たのは誤りであることが分
かるだらう。

だから、補償など日本政
府の責任問題は「戦争とい

ところで、日本国憲法は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」(第九八条第二項)と定めている。この解釈に関連して、国際法学者は、既に、旧憲法下における、

いても、わが国では国際法の包括的受容の慣行は確立している（と見ることができ
ド）

（第二東京弁護士会会員
国際人權法専攻、在ロンドン）